

都島区地域福祉ビジョン

目次

1. 都島区地域福祉ビジョンの考え方

- (1) 地域福祉ビジョン策定の背景
- (2) 大阪市地域福祉基本計画との関係
- (3) 都島区将来ビジョンとの関係
- (4) 推進期間

2. 都島区地域福祉を取り巻く現状と課題

- (1) 人口の推移等の状況
- (2) 高齢者を取り巻く状況
- (3) 障がい者を取り巻く状況
- (4) こどもを取り巻く状況
- (5) 生活困窮者を取り巻く状況

3. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方

- (1) 人権尊重
- (2) 住民主体
- (3) 利用者本位
- (4) 社会的援護を要する人々への支援

4. 課題解決に向けた取組の方向性

- (1) 地域における見守り体制の強化
- (2) 地域における相談支援体制の充実
 - ☆地域・行政・相談支援機関が一体となった見守り・相談支援体制（イメージ）

5. 都島区地域福祉ビジョンの実現に向けて

- ☆地域福祉を推進する仕組み（イメージ）

1. 都島区地域福祉ビジョンの考え方

(1) 地域福祉ビジョン策定の背景

○地域福祉とは

地域には、年齢や性別、障がいの有無や出生地など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校など、さまざまな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が力を合わせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作りあげていこうという考え方です。

○策定の経過

大阪市では、2004（平成 16）年 3 月に第 1 期「大阪市地域福祉計画」、2009（平成 21）年 3 月に第 2 期計画を策定し、地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

その後、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」にもとづく「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても、全市一律の取組ではなく、それぞれの区が地域の実情や特性に応じて主体的に取り組むこととされました。これを受けて、2012（平成 24）年には、第 3 期の大阪市地域福祉計画に代わり、それぞれの区の特色ある地域福祉の取組を支援するため、「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。都島区においても、この指針に基づき、地域福祉の推進に向け、区民ニーズや地域特性に基づく取組を進めているところです。

一方で、少子高齢化や核家族化の急速な進展、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また子どもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待など、福祉課題はいっそう複雑・多様・深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、各区の地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援していくため、大阪市では 2018（平成 30）年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間 2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度）を策定しました。

これを受けて都島区においても、区民ニーズや地域特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画として「都島区地域福祉ビジョン」を策定し、だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしていきます。

(2) 大阪市地域福祉基本計画との関係

都島区地域福祉ビジョンは、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区民ニーズや地域特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画となります。

市地域福祉基本計画は、地域福祉に関する本市の基本理念や市全域で実施すべき基礎的な取組等を示すとともに、区地域福祉ビジョン等を支援する基礎的な計画となります。

| | 位置づけ | 内容 |
|---|--------------------------------|---|
| 区 地 域 福 祉 ビ ジ ョ ン | 区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画 | <ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関する区の方針・住民の地域福祉活動を支える取組・区域全体に共通する福祉課題への対応 |
| 市 地 域 福 祉 基 本 計 画 | 区地域福祉ビジョンを支援する基礎的な計画 | <ul style="list-style-type: none">・基本理念、目標・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組 |

(3) 都島区将来ビジョンとの関係

都島区では、区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、区のめざすべき将来像と、その実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめ、「都島区将来ビジョン」として区民の皆さんにお示ししています。2018（平成30）年6月には、区を取り巻く環境の変化や現在の課題などを踏まえ、これを改訂しました。

都島区将来ビジョンでは、区の将来像として「安心のまち、人がつながるまち、明日に誇れるまち」の実現をめざすこととしており、それに向けて「安全・安心のまちづくり」「人と人がつながり、助け合うまちづくり」「明日に誇れるまちづくり」を3つの柱に、区政を推進していくこととしています。

都島区地域福祉ビジョンと都島区将来ビジョンは相互に補完するもので、都島区地域福祉ビジョンは都島区将来ビジョンにおける地域福祉に関する施策についてより具体的な取組の方向性を示すものです。

(4) 推進期間

都島区地域福祉ビジョンの推進期間は、2019（平成31）年度から2021（平成33）年度までの3年間とします。なお、国の福祉制度などの変更や大阪市地域福祉基本計画の改訂、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ見直しを行います。

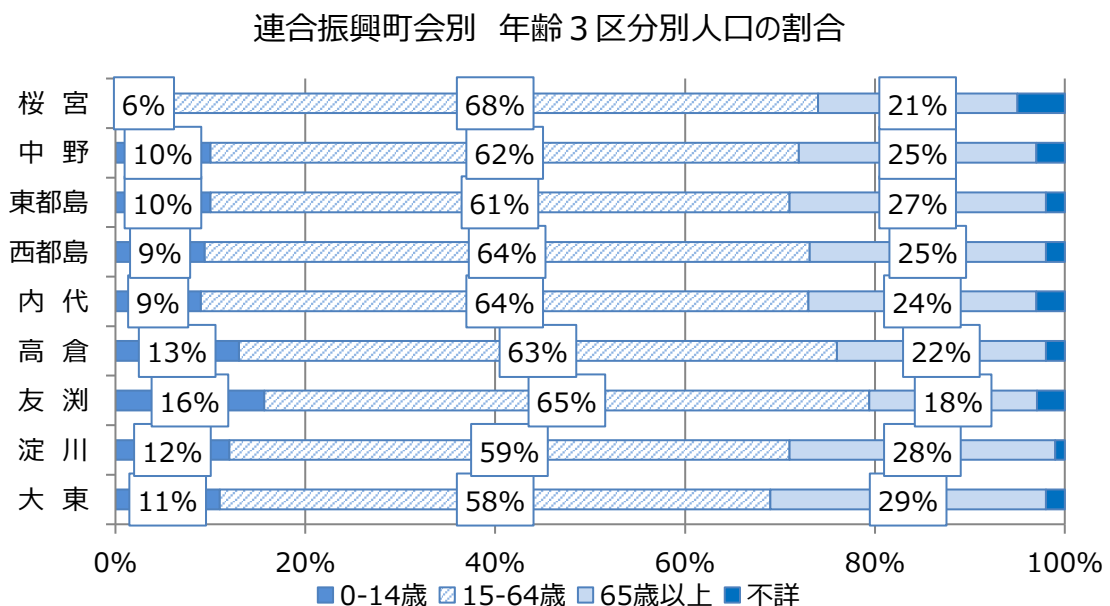
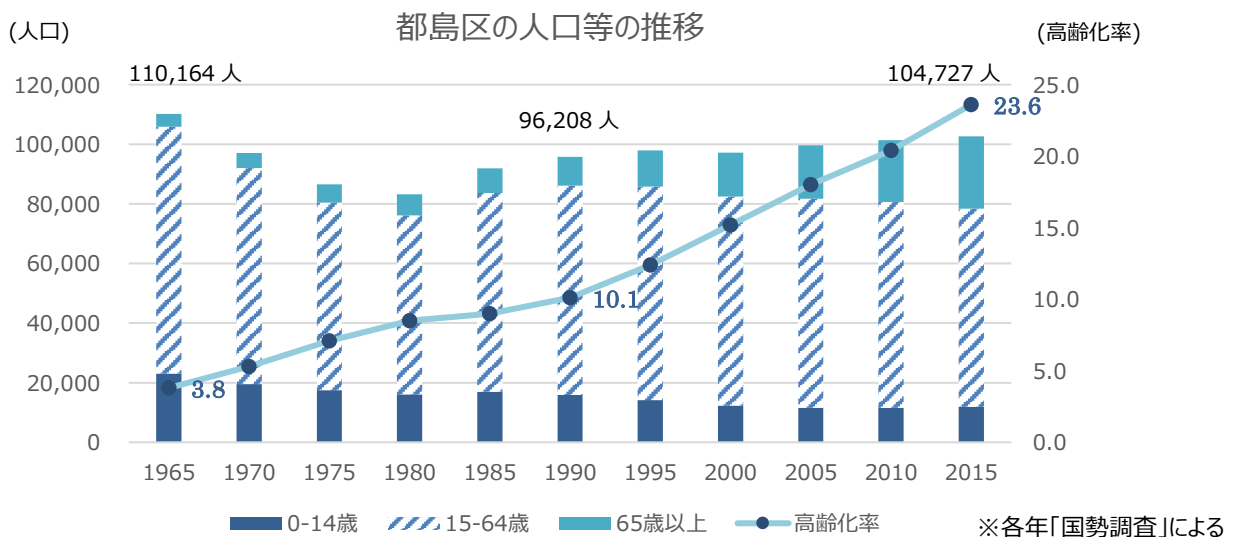
2. 都島区の地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移等の状況

都島区の人口は1985（昭和60）年頃から緩やかに増加しています。また、65歳以上人口の占める割合(高齢化率)は、1965（昭和40）年の3.8%から2015（平成27）年の23.6%へと大幅に増加しています。なお、2015（平成27）年の大阪市全体の高齢化率は25.3%となっています。

将来的な人口予測については、近年は緩やかな増加傾向にある都島区ですが、2010年から2040年にかけて約11%減少すると見込まれています。

都島区の各地域での年齢比率については、0-14歳が占める割合が比較的多い友瀧・高倉地域、65歳以上の占める割合が比較的多い大東・淀川地域など地域ごとに差が見られます。



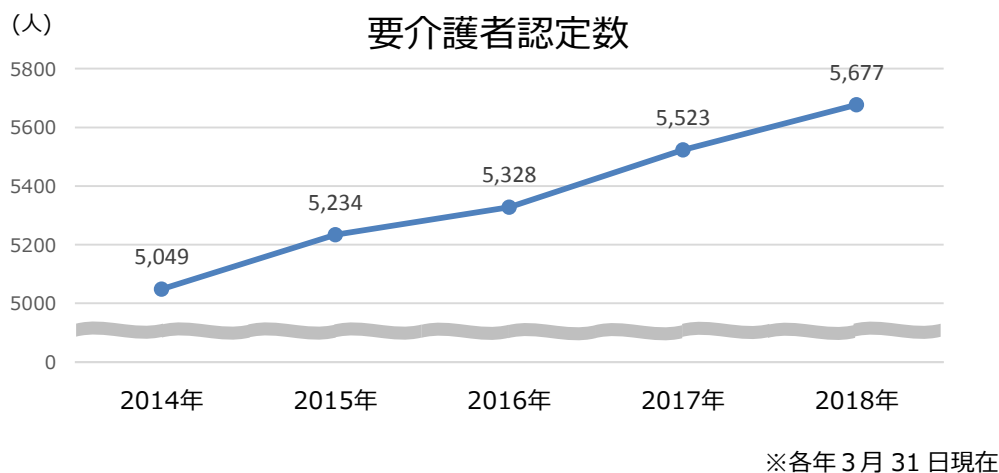
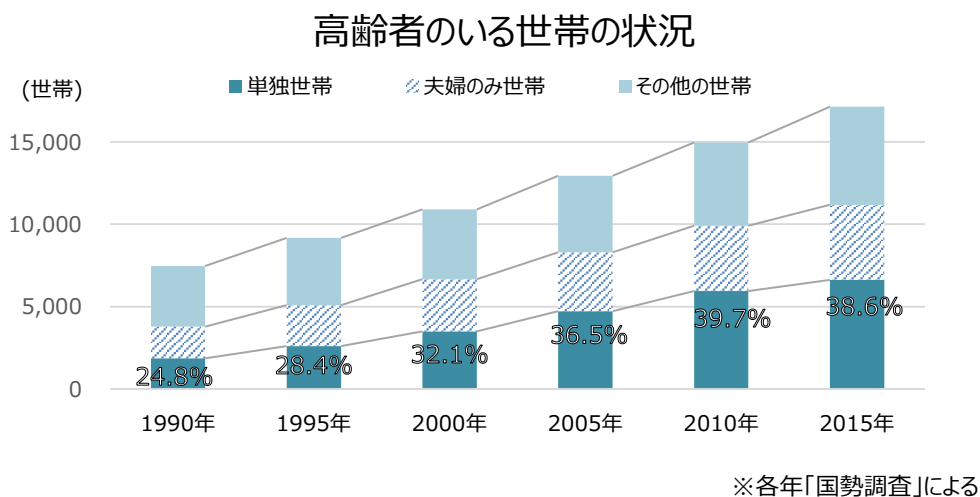
(2) 高齢者を取り巻く状況

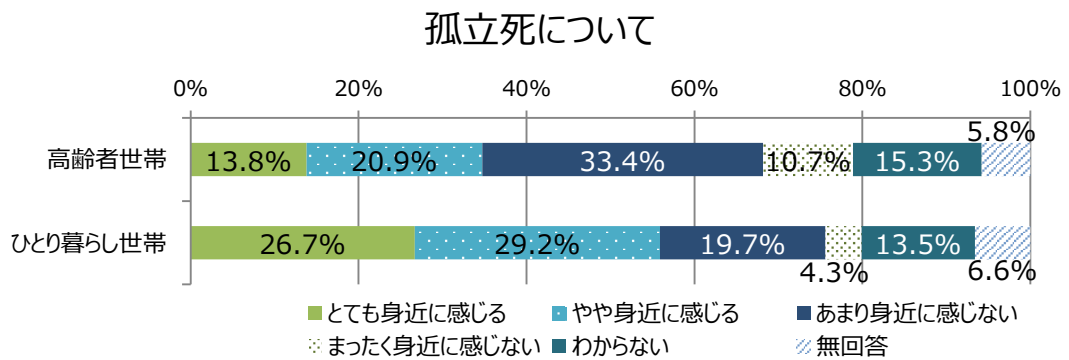
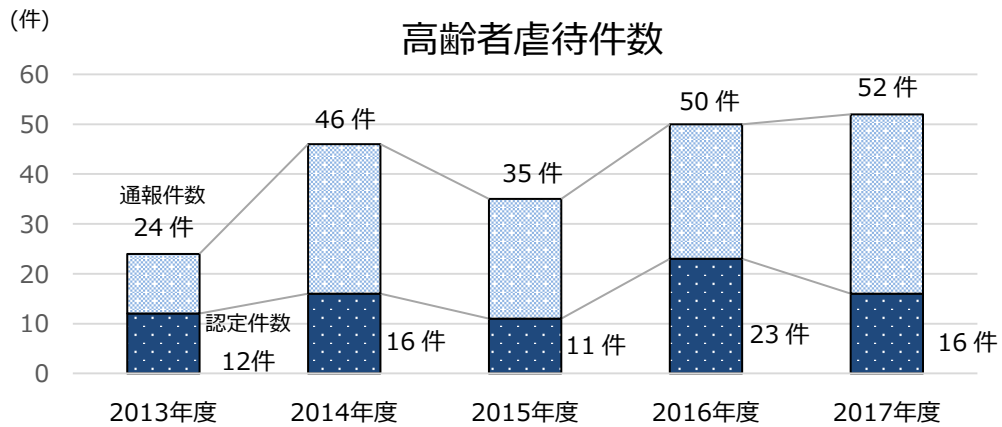
都島区で65歳以上の世帯員がいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加しており、2015（平成27）年の単独世帯の割合は38.6%（大阪市全体は42.4%）となっています。

要介護認定者数は毎年増加の傾向にあり、2018（平成30）年は約5,700人となっています。

高齢者への虐待(疑いを含む)状況を見ると、年によってばらつきがあるものの、2017（平成29）年度は通報・相談・届出が52件あり、そのうち16件を虐待認定している状況です。

また、2017（平成29）年に実施した高齢者実態調査によると高齢者世帯の34.7%が孤立死を「身近に感じる」と回答していますが、ひとり暮らし世帯に限定すると、55.9%が身近だと感じており、ひとり暮らし高齢者がより孤立死を身近に感じていることがわかります。





回答者数

高齢者世帯 = 10,128

ひとり暮らし世帯 = 3,096

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある

出典：高齢者実態調査報告書（2017年3月）

調査対象：大阪市内に居住する満65歳以上の高齢者から無作為抽出した19,390人
 高齢者世帯には、ひとり暮らし世帯も含む

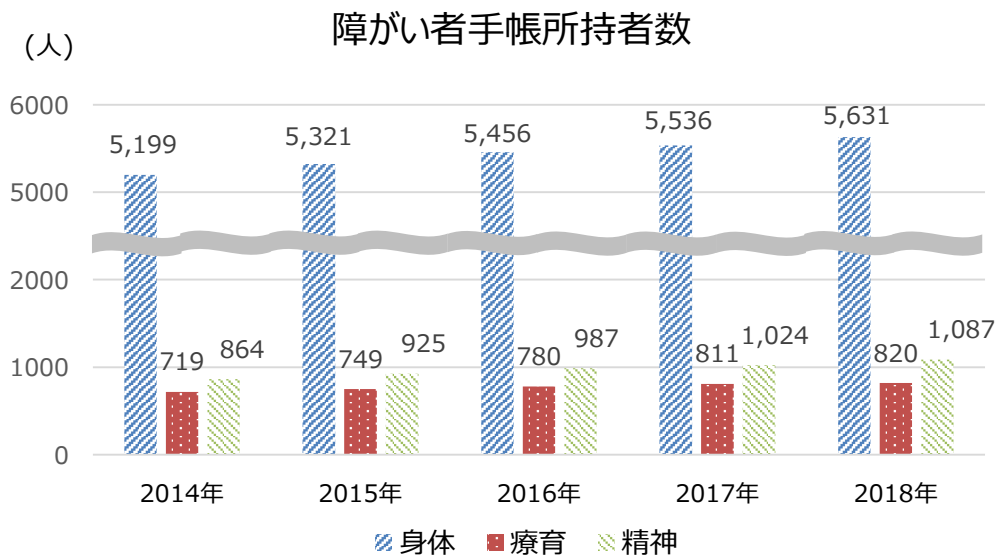
(3) 障がい者を取り巻く状況

都島区の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しています。(2017(平成29)年度末の手帳所持者数は身体:5,631人、療育:820人、精神:1,087人)

一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため医療機関に通院している方を対象とする自立支援医療(精神通院医療)制度の受給者数についても年々増加しています。(2017(平成29)年度末1,997人)

障がい者虐待(疑いを含む)の状況については、年数件の通報が寄せられている状況です。

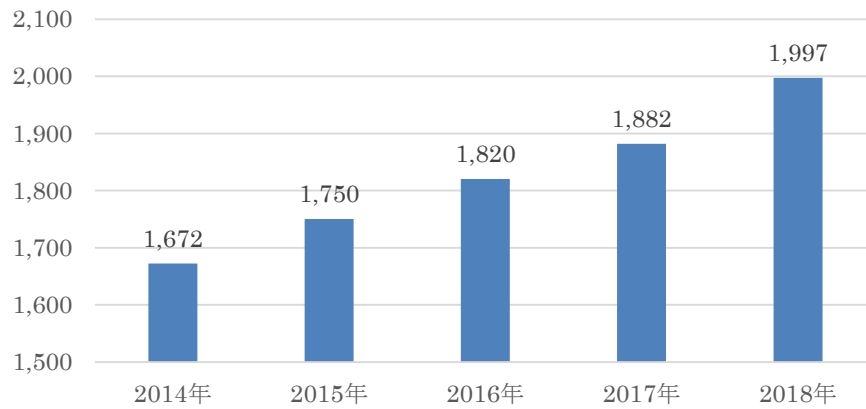
また、大阪市障がい者等基礎調査によると「災害時に必要と思うこと」については、「安全な場所(避難所)などへの誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者への避難支援の取組の促進が求められています。



※各年3月31日現在

(人)

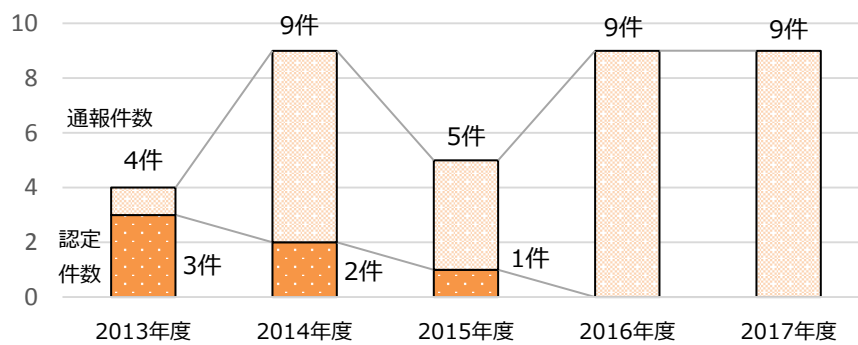
精神通院医療受給者数



※各年3月31日現在

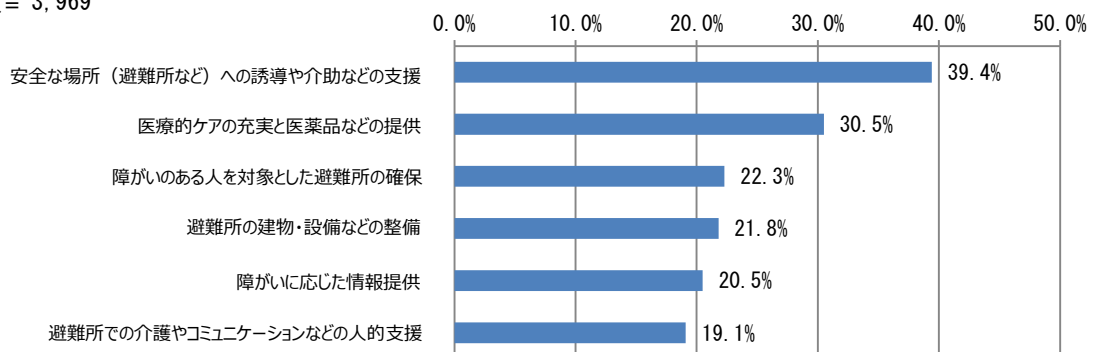
(件)

障がい者虐待件数



地震や台風などの災害時に必要なこと (複数回答)

回答者数 = 3,969



出典：2016年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書 (抜粋)

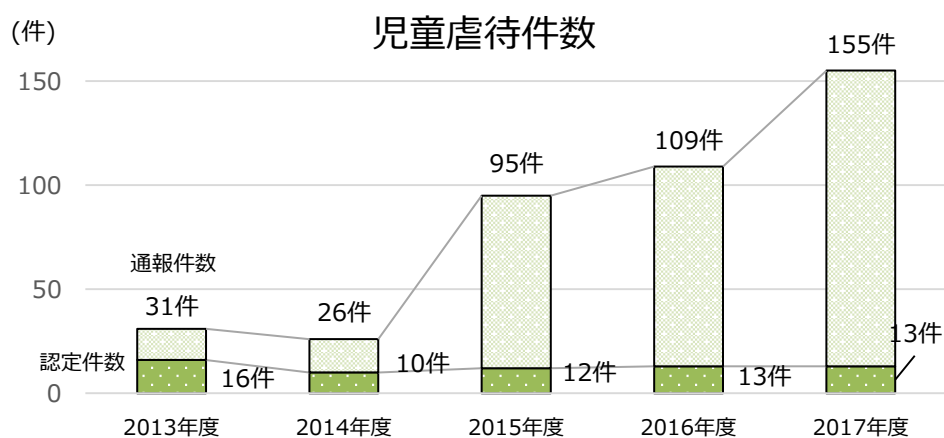
(4) こどもを取り巻く状況

2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、2015（平成27）年4月から全国の自治体において「子ども・子育て支援制度」がスタートし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援などを進めることになりました。

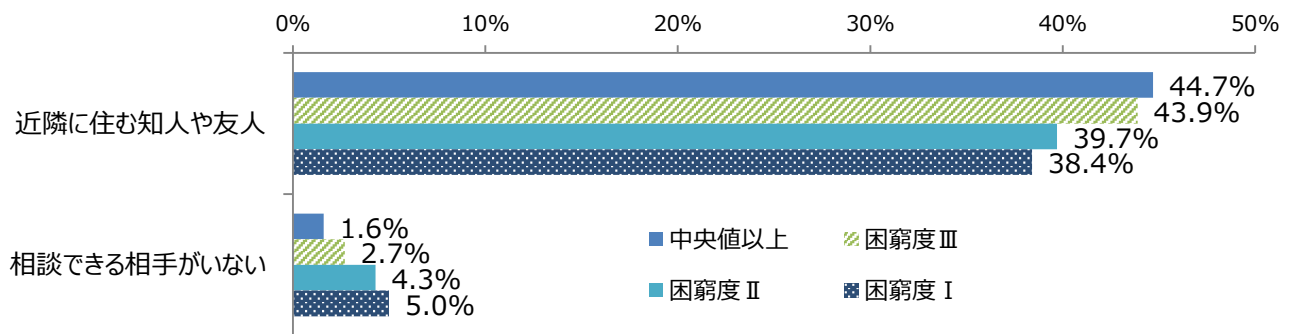
新制度のもと、大阪市では利用者支援事業を開始し、都島区では子育て支援コンシェルジュを配置し、就学前の児童に関する相談に応じ、ご家庭のニーズに合った子育てサービスの情報を提供しています。

児童虐待(疑いを含む)については、通報件数は年々増加していますが、認定件数については年間10件程度で推移しています。都島区でも、児童福祉法に基づき、虐待やネグレクトなどにより保護や支援が必要な児童等を早期に発見し、適切な保護・支援を行う、要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置しています。年度により増減があるものの、2018（平成30）年4月現在で要対協登録件数は85件あり、引き続きの保護・支援が必要となっています。

また、こどもの貧困対策の取組については、2016（平成28）年2月に「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置し、2018（平成30）年3月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。子どもの生活に関する実態調査によると、保護者の困ったときの相談先について、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がない」の割合が高くなっています。



困窮度別に見た、困ったときの相談先（保護者回答 抜粋）



出典：大阪市子どもの生活に関する実態調査報告書（2017年3月）

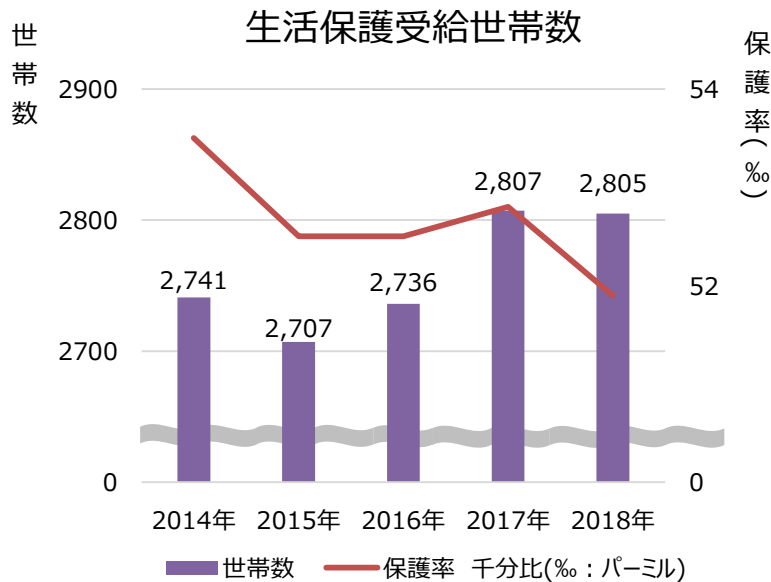
困窮度は、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平方根で割った額）により困窮の程度を分類したもの。端から数えて真ん中に位置する値を「中央値」とし、中央値の50%を下回るものを最も困窮度の高い「困窮度Ⅰ」、中央値の60%を下回り、中央値の50%を上回るものを「困窮度Ⅱ」、中央値を下回り、中央値の60%を上回るものを「困窮度Ⅲ」に分類している。

(5) 生活困窮者を取り巻く状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

都島区の生活保護受給世帯数は 2,805 世帯で、保護受給世帯数の割合を表す保護率（千分比）は 51.9%（パーミル）となっています。（2018（平成 30）年 4 月現在）

また、近年の生活困窮に関する課題は経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複合的な問題を抱える場合や、本人のみならず家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。このため、2015（平成 27）年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、大阪市では生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を目的として区役所に相談窓口を設置しています。相談窓口では相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他制度・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、生活保護に至る前の段階での自立に向けた支援を行っています。さらに、生活困窮者自立支援制度における支援会議を活用し、適切な支援が行われていない生活困窮者を発見し、自立相談支援機関等による適切な支援につなげるとともに、個別の事例を通じて把握した地域課題を地域づくりへ反映していきます。



※各年 4 月現在

3. 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方

少子高齢化の進展、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加など、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人のつながりが希薄化してきています。また、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者になる2025年を目前にし、今後も少子高齢化や高齢単身世帯増加の流れは続くと考えられます。

このような中であって、都島区では、次の基本的な考え方に基づき、「だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に取り組んでいきます。

(1) 人権尊重

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

(2) 住民主体

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。近くに暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気づいたり、地域福祉の課題を把握するきっかけになります。

住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域課題や住民のニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。一方、地域の取組のみでは解決することが困難な課題については、行政につなぐ仕組みも重要となります。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

(3) 利用者本位

一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。

利用者自らがサービスを選択し、安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供の仕組みが適切に機能する地域をめざします。

(4) 社会的援護を要する人々への支援

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立している人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

4. 課題解決に向けた取組の方向性

第2章の「都島区の地域福祉を取り巻く現状と課題」および第3章の「地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、重点的に進める取組の方向性を以下のとおりとします。

(1) 地域における見守り体制の強化

近年、個人の生活様式や価値観の多様化により、地域コミュニティにおけるつながりの希薄化が進んでいるといわれています。それに伴い、ひとり暮らしの高齢者や障がい者のいる世帯、子育てに悩みを抱える世帯などの地域での孤立や災害時における要援護者の把握などが課題となっており、地域における見守りの必要性はよりいっそう増えています。

こうした課題の解決に向け、これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、これまで地域との関わりが少なかった若い世代やマンション住民なども含めたより幅広い人と人がつながり、身近な地域における見守り体制の強化やつながり・支え合いの仕組みづくりに取り組む地域コミュニティの実現をめざします。

一方、地域のみでは解決が難しい課題等も増加していることから、大阪市では、2015（平成27）年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室では、自ら相談できない人を地域と連携して発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどとも連携し適切な支援につなげていきます。

また、都島区では地域の身近な相談窓口として、地域における見守り活動の支援を行う「地域福祉コーディネーター」を区内各地域に配置し、地域福祉活動を推進していきます。

○ 具体的な取組（例）

- ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の実施
- ・地域福祉コーディネーター（※）の配置
- ・民生委員・児童委員による見守り活動
- ・地域防災訓練など、地域活動の機会をとらえた自助・共助の役割意識の向上に向けた啓発
- ・区社会福祉協議会による見守り活動への支援や新たな担い手の育成
- ・ふれあい型食事サービス、ふれあい喫茶、地域子育てサロンなどの住民同士が交流できる居場所づくり
- ・生活支援コーディネーター（※）との連携

（※）は P15 の用語説明参照

(2) 地域における相談支援体制の充実

近年、少子高齢化や核家族化などが急速に進み、こどもの貧困、児童や高齢者・障がい者への虐待など福祉課題はいつそう複雑・多様・深刻化し、特に個人や一つの世帯でこれらの課題を複合的に抱えているケースが増えてきています。こうしたケースでは、既存の制度や単独の相談支援機関のみの対応では解決に至らない場合があります。

様々な課題を複合的に抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援できるよう、区において総合的な相談支援体制を充実させ、支援困難事例に的確に対応できる仕組みを構築する必要があります。

一方では、NPO やコミュニティビジネス等の手法を活かして活動する団体や事業者、商店街や企業、個人など、多様な主体による新しいタイプの地域福祉活動が生まれてきています。こうした多様な主体による、さまざまな地域福祉活動を支援するためには区社会福祉協議会をはじめ専門的な知識やノウハウを有する相談支援機関との連携により、多角的に地域福祉活動を支援することが求められます。

区内でこれまで取り組んできた関係機関のネットワークの強化をはかり、日頃から顔の見える関係をつくるとともに、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を実現する仕組みづくりに取り組みます。

また、身近な相談窓口を気兼ねなく利用できるよう相談窓口の周知などを進めるとともに、支援を必要とする人が適切な支援に確実につながる仕組みづくりにも取り組みます。

○ 具体的な取組（例）

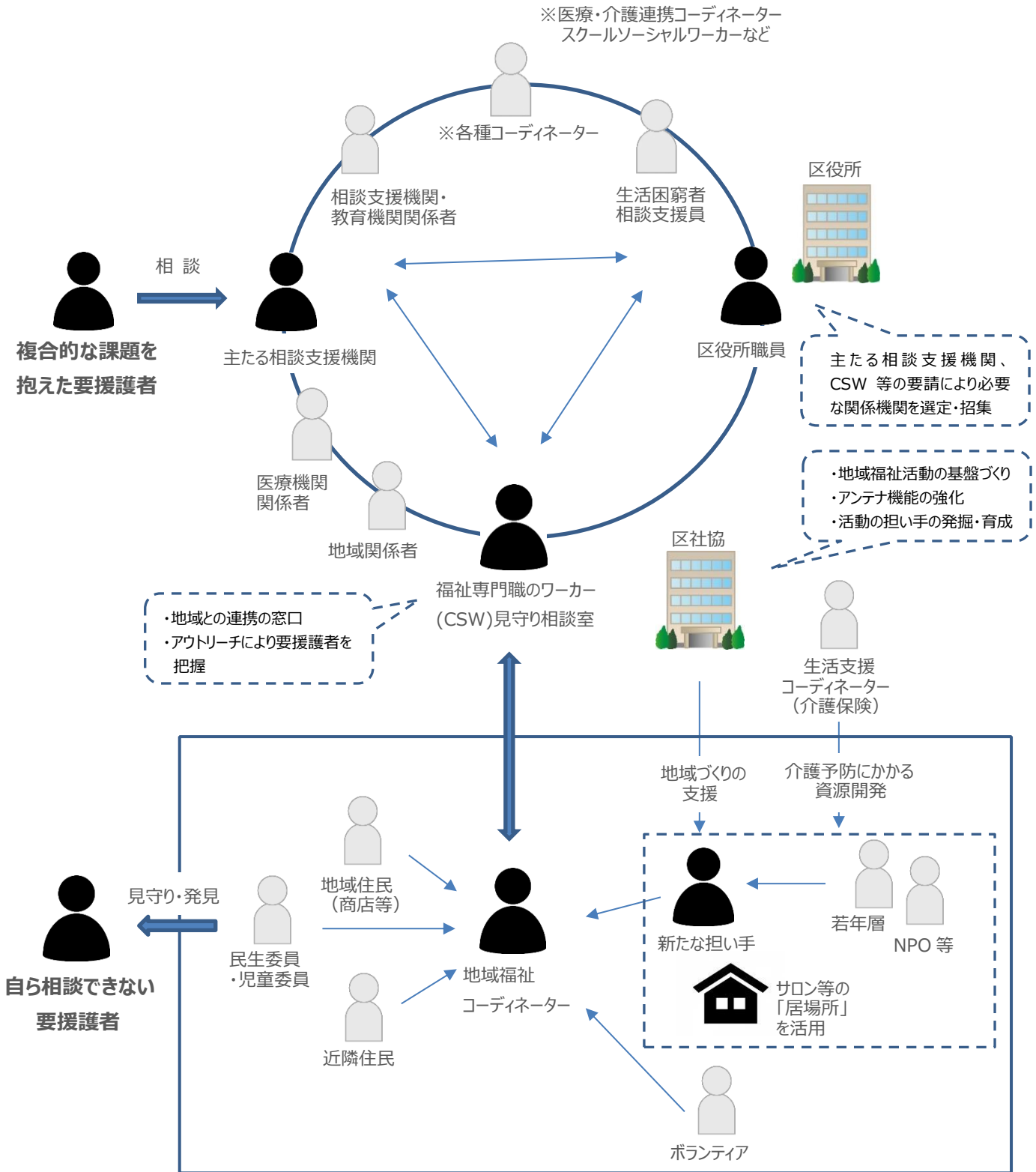
- ・地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）（※）との連携
- ・区見守り相談室との連携
- ・認知症初期集中支援チーム（※）との連携
- ・在宅医療・介護連携を推進するための在宅医療・介護の関係機関との連携
- ・社会福祉施設との連携
- ・区障がい者基幹相談支援センター（※）との連携
- ・生活困窮自立支援法（※）に基づく相談支援
- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の配置
- ・地域福祉コーディネーター（※）の配置
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）（※）の配置
- ・民生委員・児童委員による相談活動

（※）は P15 の用語説明参照

用語説明

| 用語 | 説明 |
|----------------------------|---|
| 地域福祉コーディネーター | 福祉会館など地域の活動拠点において福祉相談を受け、必要に応じて行政の窓口等につなぐとともに、地域における見守り活動の充実をはかるため、各種コーディネート業務を行っています。また、地域のネットワークを活かして福祉課題の把握や関係機関との連絡調整などを行う役割を担っています。 |
| 生活支援コーディネーター | 地域資源（福祉サービスやその担い手等）の開発やネットワーク化等のコーディネート機能を担っています。生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を進めながら、地域の生活支援・介護予防サービスの充実を進めています。 |
| 地域包括支援センター、 総合相談窓口（ランチ） | <p>地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として市町村が設置している機関です。介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野において、総合的に高齢者とその家族を支える地域の窓口となっています。</p> <p>また、ランチは地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるとともに、実態把握業務や権利擁護業務などを地域包括支援センターと連携して行う身近な総合相談窓口です。</p> <p>都島区内には、地域包括支援センターが2カ所、ランチ（総合相談窓口）が3カ所設置されています。</p> |
| 認知症初期集中支援チーム | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成するチームが、適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、ひとりひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。 |
| 区障がい者基幹相談支援センター | 障がいのある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行う中核的な機関です。 |
| 生活困窮者自立支援法 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化をはかることを目的に平成25年12月に成立、平成27年4月から施行され、生活困窮者を早期に把握し包括的に相談に応じる窓口が設置されています。 |
| スクールソーシャルワーカー （SSW） | 教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた幼児・児童・生徒に対して、置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な存在です。 |

地域・行政・相談支援機関が一体となった見守り・相談支援体制（イメージ）



5. 都島区地域福祉ビジョンの実現に向けて

都島区地域福祉ビジョンは「都島区将来ビジョン」でめざすこととした「安心のまち、人がつながるまち、明日に誇れるまち」の実現に向け、地域福祉に関する取組の方向性をとりまとめたものですが、取組の推進にあたっては、区民の皆さんによる自律的な地域福祉活動の充実が不可欠です。

都島区では、これまでも地域活動協議会、地域社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターなど様々な主体が連携して、地域福祉に関する取組を実施していますが、さらに日常生活に密着したコミュニティレベル（町会等）での取組も重要となります。

一方、区役所は区レベルで共通した地域福祉に関する課題について、区社会福祉協議会などと連携・協働して取組を進めるとともに、各地域と連携を図りながら各地域の取組を支援していきます。

なお、区レベルでの取組を進めるにあたっては、高齢者、障がい者、子育ての各専門分野別会議（都島区地域包括支援センター運営協議会、地域ケア推進会議、地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等）や地域の代表・公募委員が参画する区政会議を開催しており、これらの会議で出た意見・提案などについては、関係機関と協力しながら積極的に区政への反映に努めていきます。

大阪市では、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関との連絡調整など、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、区や地域によって福祉課題や実情が異なっていることから、今後はそれぞれの地域の実情に応じた形で地域福祉を推進していく必要があります。都島区でも、より多様な主体が地域福祉活動に関わり、活動しやすくなるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

地域福祉を推進する仕組み（イメージ）

